

誰もが活躍できるやまぐちの企業認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、働きやすい職場環境づくりや多様な人材の活用に積極的に取り組んでいる「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「企業」とは、県内に本社又は主たる事務所（県外に本社を有する事業所で、県内事業所において人事・労務管理等を独自に実施しているものを含む。）を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(認定)

第3条 やまぐち働き方改革推進会議会長（以下「知事」という。）は、働き方改革に優れた実績を有する企業を支援し、更なる取組を促進するため、長時間労働の縮減や仕事と生活の両立支援に積極的に取り組み、若者、女性、高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる職場環境づくりに成果を上げている企業を認定し、広く県民に紹介するものとする。

(認定基準)

第4条 認定の対象となる企業は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 働きやすい職場環境づくり、出産・育児・介護に関する支援、多様な人材の活用その他の働き方改革に関する項目について、別に定める基準に従い、積極的に取り組み、成果を上げていると認められること。
- (2) 過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上認定するのにふさわしくない行為がないこと。

(認定の申請)

第5条 前条の認定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 「誰もが活躍できるやまぐちの企業」取組シート
- (2) 就業規則の写し
- (3) 県外に本社を有する事業所にあつては、県内事業所において人事・労務管理等を独自に実施していることを示す書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める種類

(審査及び通知)

第6条 知事は、前条の申請を受理したときは、審査会の意見を聴いて認定の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、審査に当たり必要と認めるときは、書面、聴取り又は実地により調査するものとする。
- 3 知事は、認定を受けた者（以下「認定企業」という。）に認定証（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 4 認定の有効期間は、認定の日から起算して3年以内とする。

(変更の届出)

第7条 認定企業は、次に掲げる事項を変更したときは、変更届出書（別記第3号様式）により、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地又は名称

(2) 県内事業所の所在地又は名称（主たる事務所が山口県外にある場合に限る。）

2 知事は、前項の規定により変更届出書を受理したときは、変更後の内容の認定証を再交付するものとする。

(認定の取消し等)

第8条 知事は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 第4条各号のいずれかに適合しなくなったとき。

(3) 認定企業から取消申出書（別記第4号様式）により認定取消の申出があったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、認定企業として適当でないと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該企業に通知するものとする。

3 認定企業は、第1項の規定により認定を取り消されたとき又は認定の有効期間が満了したときは、遅滞なく、認定証を知事に返納しなければならない。

(表彰)

第9条 知事は、認定企業のうち特に優れた取組を行い、他の模範と認められるものを働き方改革推進優良企業として表彰することができる。

2 授賞候補者の選考は、別に定める基準に従い、審査会が行う。

3 審査会は、選考に当たり必要と認めるときは、書面、聴取り又は実地により調査するものとする。

(審査会)

第10条 認定の審査及び表彰の選考を行うため、審査会を置く。

2 審査会は、次に掲げる者のうちから知事が選任する委員10人以内をもって組織する。

(1) 経済団体及び労働団体から推薦された者

(2) 関係行政機関等の職員

(3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は2年以内とし、委員ごとに定める。ただし、再任を妨げない。

4 審査会に委員長を置き、委員の互選により定める。

(認定企業への支援)

第11条 県は、認定企業が行う働き方改革の取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

誰もが活躍できるやまぐちの企業認定制度実施要領

この要領は、誰もが活躍できるやまぐちの企業認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

1 認定基準について（要綱第4条関係）

(1) 要綱第4条第1号の基準は、次のとおりとする。

ア 常時雇用労働者数が301人以上の企業にあっては、別に定める「誰もが活躍できるやまぐちの企業取組シート」（以下「取組シート」という。）の適合項目数の合計が概ね5割以上であること。

イ 常時雇用労働者数が300人以下の企業にあっては、取組シートの適合項目数の合計が概ね3割以上であること。

(2) 要綱第4条第2号に規定する重大な違反及び認定するのにふさわしくない行為は、次のとおりとする。

ア 過去3年間に労使間で個別のトラブルがあり、あっせん機関によるあっせん等を受けたことがあること。

イ 過去3年間に労働基準法等に係る重大な法令違反等で国から指導を受けたことがあること。

ウ 過去3年間に反社会的な行為により県又は国から指導等を受けたことがあること。

エ その他社会通念上認定にふさわしくない問題があること。

(3) 認定基準への適合の可否は、原則として、申請日現在の状況に基づき判断するものとする。ただし、法令に基づく届出等に係るものには、この限りでない。

2 申請について（要綱第5条関係）

(1) 要綱第5条第2号の就業規則は、申請日以前に施行されており、労働基準監督署の受付印が押印されているものとする。

(2) 提出する就業規則は、取組シートでチェックした項目に係る部分の抜粋で足りるものとする。

3 表彰について（要綱第9条関係）

(1) 要綱第9条第2項の基準は、次に掲げる項目を総合的に評価し、当該企業が優れた取組を行っており、他の模範と認められることとする。

ア ユニークな取組又はチャレンジ精神のある取組の状況

イ 制度の積極的な利用実績と取組の成果

ウ 労働生産性向上の取組と実績

エ 地域貢献、地域と協働した取組の状況

オ その他取組シートに掲げる項目の取組状況

(2) 総合的に優れた取組を行い、成果を上げている企業に対し、「優秀賞」を授与する。

(3) 特定の分野において特筆すべき取組を行い、成果を上げている企業に対し、「特別賞」を授与する。

4 審査会について（要綱第10条関係）

(1) 審査会は、やまぐち働き方改革推進会議幹事長が招集する。

(2) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(3) 審査会の議決は、出席した委員の過半数で決するものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月10日から施行する。